

名古屋地方裁判所 令和●●年（〇〇）第●●号、令和●●年（〇〇）第●●号 第三者異議事件
国側当事者・国
令和3年12月3日認容・控訴

判 決

原告	国
同代表者法務大臣	古川 禎久
同指定代理人	長尾 武明
同	林 真人
同	中村 優希
同	小野 晴彦
同	松井 保春
同	本田 龍一朗
被告	Y株式会社
同代表者代表取締役	A
同訴訟代理人弁護士	山内 順

主 文

- 1 被告が、Bに対する名古屋地方裁判所令和●●年（〇〇）第●●号担保不動産競売事件の競売開始決定に基づき、令和元年8月19日にした別紙物件目録1記載の不動産に対する差押えは、これを許さない。
- 2 被告が、Bに対する名古屋地方裁判所令和●●年（〇〇）第●●号担保不動産競売事件の競売開始決定に基づき、令和元年8月1日にした別紙物件目録2から4記載の不動産に対する差押えは、これを許さない。
- 3 訴訟費用は被告の負担とする。
- 4 本件について当裁判所が令和元年12月16日にした各強制執行停止決定（当庁令和●●年（〇〇）第●●号、当庁同年（〇〇）第●●号）は、いずれもこれを認可する。
- 5 この判決は、前項に限り、仮に執行することができる。

事実及び理由

第1 請求

主文同旨

第2 事案の概要

本件は、国である原告が、被告に対し、被告が別紙不動産目録1記載の不動産（以下「本件不動産1」という。）に設定を受けた根抵当権及び別紙不動産目録2から4記載の不動産（以下「本件不動産2」といい、別紙不動産目録1から4記載の不動産を併せて「本件各不動産」という。）に設定を受けた根抵当権に基づき、それぞれ申し立てた2件の担保不動産競売手続開始決定について、申告所得税等の滞納者が本件各不動産の所有権を有する第三者であると主

張して、国税通則法（以下「通則法」という。）42条が準用する民法423条1項本文（平成29年法律第44号による改正前のもの。以下同じ。）に基づき、原告の滞納者に対する租税債権を保全するため、上記滞納者に代位して、本件各不動産の所有権に基づく権利の行使として、上記各担保不動産競売開始決定による本件各不動産に対する差押えの排除を求める第三者異議の訴えの事案である。

1 前提事実（争いのない事実、後掲証拠及び弁論の全趣旨により容易に認められる事実）

(1) 当事者等（争いなし）

原告は国であり、名古屋国税局長は、別紙租税債権目録記載の租税債権の滞納者であるB（以下「本件滞納者」という。）の納税地を管轄する昭和税務署長から、徴収の引継ぎを受けた国税の徴収の所管庁であり（通則法43条1項及び3項）、本件各不動産の仮処分債権者である。

本件滞納者であるB（不動産登記簿及び商業登記簿条の氏名はBである。）は、昭和●年●月●日生まれの男性であり、名古屋市内に居住するものである。

被告は、パチンコ店の経営管理等を業とする株式会社である。

被告の代表取締役であるA（商業登記簿上の氏名はAである。）は、本件滞納者の子であり、名古屋市内で本件滞納者と同居している。

(2) 本件各不動産に対する信託について（争いなし）

ア 本件滞納者とC（以下「C」という。）は、平成19年3月31日、滞納者を委託者兼受益者、Cを受託者として、本件各不動産を管理及び処分する旨の信託契約を締結し（以下「本件信託」という。）、本件信託を原因として、本件各不動産につき同年4月18日、信託登記手続及び本件滞納者からCへの所有権移転登記手続をした。

イ 本件滞納者は、平成24年4月25日、Cが本件信託の受託者を辞任したことから、同日、本件信託の受託者を被告とし、同月27日、受託者辞任による変更を原因として、本件各不動産についてCから被告へ所有権移転登記手続を行った。

ウ 原告は、名古屋地方裁判所に対し、信託法（平成18年法律第108号により改正前のもの。以下「旧信託法」という。）58条により、利害関係人として、本件信託の解除を申し立てた（名古屋地方裁判所平成●●年（〇〇）第●●号信託解除申立事件）。

名古屋地方裁判所は、平成30年7月30日、本件信託を解除する決定（以下「本件信託解除決定」という。）をし、同決定は、令和元年5月7日、確定した。

(3) 本件各不動産に対する担保不動産競売開始決定について（争いなし）

ア 被告は、令和元年7月30日、平成18年4月6日付けで本件不動産2に設定された根抵当権（以下「本件根抵当権2」という。）に基づき、本件不動産2の所有者を被告としたまま、名古屋地方裁判所に対し担保不動産競売開始決定を申し立て、令和元年8月1日、本件不動産2について担保不動産競売開始決定がされ、同月2日、債権者を被告とする差押えの登記がされた（名古屋地方裁判所令和●●年（〇〇）第●●号。以下「本件競売事件2」という。）。

イ 被告は、令和元年8月13日、平成16年10月4日付けで本件不動産1に設定された根抵当権（以下「本件根抵当権1」といい、本件根抵当権1及び本件根抵当権2を併せて「本件各根抵当権」という。）に基づき、本件不動産1の所有者を被告としたまま、名古屋地方裁判所に対し担保不動産競売開始決定を申し立て、令和元年8月19日、本件不動

産1について担保不動産競売開始決定がされ、同月20日、債権者を被告とする差押えの登記がされた（名古屋地方裁判所令和●●年（〇〇）第●●号。以下「本件競売事件1」といい、本件競売事件1と本件競売事件2を併せて「本件各競売事件」という。）。

(4) 本件滞納者の資力について

本件滞納者の資産状態について、令和元年11月19日時点において、積極財産が合計1億4239万1766円であり、消極財産は合計2億5045万9400円である（甲9）。

(5) 原告の本件滞納者に対する租税債権について

原告は、滞納者に対し、令和元年12月2日において、別紙租税債権目録記載のとおり、既に納期限を経過した合計2億1274万1100円の租税債権（以下「本件租税債権」という。）を有しており、同月3日以降発生した通則法及び租税特別措置法所定の延滞税が加算されている（甲8）。

(6) 本件訴訟の提起及び強制執行停止の申立て（当裁判所に顕著な事実）

原告は、令和元年12月6日、本件各訴訟を提起するとともに、本件各競売事件における担保不動産開始決定に基づく不動産担保権開始決定について執行の停止を申し立てた。

当裁判所は、同月16日、原告に1400万円の担保を立てさせた上で、本件競売事件1における担保不動産競売開始決定に基づく不動産担保権の実行は、本案判決において、この決定に対する裁判があるまで、停止する旨の強制執行停止決定（当庁令和●●年（〇〇）第●●号）を、原告に2600万円の担保を立てさせた上で、本件競売事件2における担保不動産競売開始決定に基づく不動産担保権の実行は、本案判決において、この決定に対する裁判があるまで、停止する旨の強制執行停止決定（当庁令和●●年（〇〇）第●●号）をそれぞれ行った。

(7) 被告及び本件滞納者は、本件不動産1については、令和2年1月21日信託財産引継を原因とする名古屋法務局熱田出張所令和2年1月22日受付第●●号で、本件不動産2については、令和2年1月21日信託財産引継を原因とする名古屋法務局熱田出張所令和2年1月22日受付第●●号で、それぞれ、被告から本件滞納者への所有権移転登記をした（争いなし）。

(8) 原告は、本件租税債権を徴収するため、国税徴収法68条並びに滞納処分と強制執行等との手続の調整に関する法律（以下「滞調法」という。）29条及び36条に基づき、同年2月4日、本件各不動産を差し押さえ、名古屋法務局熱田出張所令和2年2月5日受付第●●号で差押登記を経由した（争いなし）。

2 主たる争点

原告の原告適格及び訴えの利益の有無（本案前の主張）

3 争点に対する当事者の主張

（被告の主張）

(1) 後記(2)から(4)に記載のとおり、本件訴えについては、原告に訴えの利益又は原告適格が認められないことから、本件訴えは却下されるべきである。

(2) まず、前提事実(7)のとおり、本件各不動産の所有権が、令和2年1月22日、被告から本件滞納者に移転登記され、その結果、本件滞納者は、本件競売事件の債務者兼所有者となったのであるから、本件各競売事件につき、第三者異議の訴えを提起できる立場にない。したがって、本件滞納者には、本件各競売事件の担保不動産競売開始決定について第三者異

議の訴えを提起する訴えの利益又は原告適格が認められず、その結果、原告は、本件訴訟についての訴えの利益又は原告適格を欠くものである。

(3) 次に、原告は、本件各不動産につき、本件滞納者の財産として差し押さえた上で、滞調法30条ただし書に基づく滞納処分続行承認の決定を得ることが可能であるから、本件各競売事件に対する第三者異議の訴えによらず、本件各不動産の公売手続を進めることができる。したがって、原告には本件訴訟の訴えの利益が認められない。

(4) さらに、本件滞納者は、本件各根抵当権を設定した担保権設定者であり、本件各根底当権の設定を承諾していたものであり、本件各競売事件による競売を受忍すべき地位にあるから、本件滞納者には、本件各競売事件の担保不動産競売開始決定について第三者異議の訴えを提起する訴えの利益又は原告適格が認められず、その結果、原告は、本件訴訟についての訴えの利益又は原告適格を欠くものである。

原告は、本件滞納者の本件各根抵当権の設定の承諾が、本件信託解除決定と同時に法的効力を失ったなどと主張するが、かかる原告の主張については争う。

(原告の主張)

(1) ア 第三者異議の訴えを提起できる原告適格を有する者は、担保権実行としての競売の目的物について「所有権その他目的物の譲渡又は引渡しを妨げる権利を有する第三者」であるところ（民事執行法194条、38条1項）、本件滞納者は、本件信託解除決定（前提事実（2）ウ）により、旧信託法61条により、本件各不動産の所有権を取得したものであるから、「所有権その他目的物の譲渡又は引渡しを妨げる第三者」に当たり、本件各競売事件について第三者異議の訴えを提起する原告適格を有する。

イ 第三者異議の訴えを提起することができる第三者の債権者は、その債権保全の必要がある場合には、債権者代位権に基づいて、原告として第三者異議の訴えを提起することができる（大審院昭和7年7月22日判決・民集11巻1629頁）。

これを本件においてみるに、原告は、本件滞納者に対し、納期限の経過した本件租税債権を有すること、本件滞納者の消極財産が積極財産を上回っており無資力の状態であるから債権保全の必要性が認められることから、債権者代位権を行使する要件を満たしており、原告は、本件訴えを提起する原告適格を有する。

ウ 被告は、(被告の主張) (2) から (4) に記載する点から、本件訴えには訴えの利益又は原告適格が認められない旨主張するが、以下のとおり、いずれも失当であり、本件訴えには訴えの利益又は原告適格が認められる。

(2) (被告の主張) (2) に対する反論

ア 本件各競売事件の開始決定に基づく差押えにより、所有者による不動産の処分行為は禁止され、差押えの処分制限効（民事執行法188条、46条）に抵触する所有者の処分行為の効力は、執行手続との関係では無効とされる。このことは、差押えの効力発生前に所有権移転がされていたとしても、その登記が差押えの効力発生前になされない限り、同様である。

イ これを本件についてみると、前提事実(3) のとおり、本件各競売事件においては、本件各不動産の所有者は被告であるから、本件各競売事件における担保不動産競売開始決定後にされた本件各不動産の本件滞納者への所有権移転登記（前提事実(7)）は本件競売手続における手続上の被告の所有者たる地位を変更するものではない。そして、

本件各不動産について、本件滞納者への所有権移転登記がされたのは令和2年1月22日であり、本件競売事件1における差押えがされた令和元年8月20日、本件競売事件2における差押えがされた同月2日にいずれも遅れるものであるから（前提事実（3）、（7））、本件滞納者への所有権移転登記は、差押えの処分制限効に反するものとして、本件各競売事件において無効とされる。

ウ したがって、本件各競売事件における手続上の本件各不動産の所有者は被告のままであるから、本件滞納者が本件各競売事件における債務者兼所有者になったとはいえず、被告の主張は理由がない。

（3）（被告の主張）（3）に対する反論

ア 滞調法30条ただし書に基づく滞納処分続行承認の決定については、民事執行の執行債務者（所有者）と滞納処分における滞納者が同一であることを前提とするものであり、民事執行の執行債務者（所有者）と滞納処分における滞納者が異なる場合、滞納処分続行承認の決定を得ることはできないものと解されている。

イ 本件においては、本件各競売事件における本件各不動産の手続上の所有者は被告であるから、原告が、本件各不動産について、本件滞納者に対する滞納処分としての差押えをした後に、滞調法30条ただし書に基づく滞納処分続行承認の決定を得ることはできず、公売手続を行うこともできない。

ウ 仮に、原告が、滞納処分続行承認の決定を得ることができるとしても、滞納処分前に認められていた第三者異議の訴えの利益及び原告適格が、原告が滞納処分を行ったことにより失われるというのは不合理であるから、原告は、本件各不動産につき滞納処分による差押えを行ったか否か、滞納処分続行承認決定が得られる見込みがあるか否かにかかわらず、第三者異議の訴えの利益及び原告適格を有するといふべきである。

（4）（被告の主張）（4）に対する反論

ア 本件滞納者による本件各根抵当権の設定の承諾が無効であること

（ア）本件滞納者は、平成16年10月4日頃又は平成18年4月6日頃にCを権利者とする本件各根抵当権の設定を承諾し、さらに、平成24年4月25日頃に、同日付けでCから被告への本件各根抵当権の譲渡を承諾した（民法398の12第1項）と思われる（以下、本件滞納者による本件各根抵当権の設定及び譲渡に対する各承諾を併せて「本件承諾」という。）。

（イ）しかしながら、本件承諾は、本件各不動産を滞納処分等から免脱・回避させる目的で行われたものであり、かかる目的以外に被告が本件各不動産を保持する理由がない。そして、本件信託も、本件承諾と同様、本件各不動産を滞納処分等から免脱・回避させる目的で行われたものであるところ、本件信託解除決定により、本件各不動産の所有権が本件滞納者に帰属することとなる。そうすると、本件各不動産を滞納処分等から免脱・回避させるといふ本件信託の目的が終了し、本件承諾も、その目的がなくなつて前提を欠くこととなり、法的効力を認める必要がなくなったといふべきであるから、本件承諾は、本件信託解除決定と同時に法的効力を失つたと解するべきである。

以上からすると、本件承諾をした本件滞納者は、本件各競売事件における担保権実行による侵害を受忍すべき地位にあるとはいえず、被告の主張は失当である。

イ 仮に本件承諾が有効であるとしても、本件滞納者に第三者異議の訴えの利益又は原告

適格が認められること

仮に、本件承諾が有効であり、本件滞納者が本件口頭弁論終結時において本件各根底当権を設定した者であったとしても、執行手続において他の者が所有者として扱われ、執行対象の所有者としての権利行使について事実上障害を受けている場合には、執行の排除を求める資格を認めるべき者といえるから、第三者異議の訴えの原告適格が認められるべきである。

第3 争点（原告の原告適格又は訴えの利益の有無）に対する判断

1 原告の本件訴えに係る原告適格について

（1）本件滞納者の本件各競売事件についての第三者異議の訴えを提起する原告適格について

ア 第三者異議の訴えを提起できる原告適格を有する者は、担保権実行としての競売の目的物について、「所有権その他目的物の譲渡又は引渡しを妨げる権利を有する第三者」である（民事執行法194条、38条1項）。

イ 本件において、前提事実（2）のとおり、本件滞納者とCは、平成19年3月31日、本件滞納者を委託者兼受益者、Cを受託者として、本件各不動産を管理及び処分する旨の本件信託を締結し、本件信託を原因として、本件各不動産につき同年4月18日、信託登記手続及び本件滞納者からCへの所有権移転登記手続をしたこと、本件滞納者は、平成24年4月25日、Cが本件信託の受託者を辞任したことから、同日、本件信託の受託者を被告とし、同月27日、受託者辞任による変更を原因として、本件各不動産についてCから被告へ所有権移転登記手続を行ったこと、平成30年7月30日、旧信託法58条に基づく本件信託解除決定がされ、同決定が令和元年5月7日に確定したことが認められる。

これらの事実経過によれば、本件滞納者は、本件信託解除決定が確定したことにより、旧信託法61条に基づき、本件各不動産の所有権を取得するに至ったものと認められるから、本件各競売事件における競売の目的物である本件各不動産について、「所有権その他目的物の譲渡又は引渡しを妨げる権利を有する第三者」に該当するものといえる。

ウ したがって、本件滞納者は、被告に対して、本件各競売事件について第三者異議の訴えを提起する原告適格を有するものと認められる。

（2）原告が、債権者代位権に基づき、本件滞納者に代位して、第三者異議の訴えを提起することの可否について

ア 第三者異議の訴えを提起することができる第三者の債権者は、その債権保全の必要がある場合には、債権者代位権に基づいて、原告として第三者異議の訴えを提起することができる（大審院昭和7年7月22日判決・民集11巻1629頁）。そして、通則法42条が民法423条を準用していることから、国は、滞納者に対する租税債権について、その債権保全の必要がある場合には、債権者代位権に基づいて、原告として第三者異議の訴えを提起することができるものと解される。

イ これを本件についてみるに、原告は、本件滞納者に対し、令和元年12月2日において、既に納期限を経過した合計2億1274万1100円の本件租税債権を有していること（前提事実（5））が認められる。

そして、本件滞納者の資産状態について、令和元年11月19日時点において、積極財産が合計1億4239万1766円であり、消極財産は合計2億5045万9400円であること（前提事実（4））が認められ、他に同事実を左右するに足る証拠はなく、本

件口頭弁論終結時点においても、本件滞納者の資力が本件租税債権を弁済するについて十分でないと認められる。

ウ 以上からすると、原告において、本件滞納者に対する本件租税債権保全の必要があると認められるから、原告は、債権者代位権に基づいて、原告として第三者異議の訴えを提起することができるものと解される。

2 被告の主張について

(1) ア 被告は、本件各不動産の所有権が、令和2年1月22日、被告から本件滞納者に移転登記され、その結果、本件滞納者は、本件競売事件の債務者兼所有者となったのであるから、本件各競売事件につき、第三者異議の訴えを提起できる立場にないため、本件滞納者には、本件各競売事件の担保不動産競売開始決定について第三者異議の訴えを提起する訴えの利益又は原告適格が認められず、その結果、原告は、本件訴訟についての訴えの利益又は原告適格を欠くものであると主張する。

イ この点につき、担保不動産競売開始決定に基づく差押えによって、当該担保不動産の所有者による不動産の処分行為は禁止され、差押えの処分制限効（民事執行法188条、46条）に抵触する所有者の処分行為の効力は、執行手続との関係では無効とされる。そして、差押えの効力発生前に当該不動産について所有権移転がされていたとしても、その所有権移転登記が上記差押えの効力発生前になされない限り、同様に執行手続との関係では無効と解するのが相当である。

ウ これを本件についてみると、前提事実（3）のとおり、本件各競売事件においては、本件各不動産の所有者を被告として申し立てられたものであるから、本件各競売事件における手続上の所有者は被告であると認めるのが相当である。

他方で、前提事実（7）のとおり、本件各競売事件における担保不動産競売開始決定後の令和2年1月22日に、本件各不動産について、被告から本件滞納者への所有権移転登記がされた事実が認められる。しかしながら、本件各不動産について、本件滞納者への所有権移転登記がされたのは令和2年1月22日であり、本件競売事件1における差押えがされた令和元年8月20日、本件競売事件2における差押えがされた同月2日にいずれも遅れるものであるから（前提事実（3）、（7））、本件滞納者への所有権移転登記は、差押えの処分制限効に反するものとして、本件各競売事件において無効とされる。したがって、被告から本件滞納者への所有権移転登記によって、本件競売手続における手続上の被告の所有者たる地位が変更されるものではないと解するのが相当である。

エ このように、本件各競売事件における手続上の本件各不動産の所有者は被告のままであるから、本件滞納者が本件各競売事件における債務者兼所有者になったとはいえず、被告の主張は理由がない。

(2) ア 次に、被告は、原告が、本件各不動産につき、本件滞納者の財産として差し押さえた上で、滞調法30条ただし書に基づく滞納処分続行承認の決定を得ることが可能であるから、本件各競売事件に対する第三者異議の訴えによらず、本件各不動産の公売手続を進めることができるため、原告には本件訴訟の訴えの利益が認められないと主張する。

イ そこで、検討するに、滞調法30条ただし書に基づく滞納処分続行承認の決定については、民事執行の執行債務者（所有者）と滞納処分における滞納者が同一であることを

前提とするものであり、民事執行の執行債務者（所有者）と滞納処分における滞納者が異なる場合、滞納処分続行承認の決定を得ることはできないものと解される。

ウ これを本件においてみるに、前記（１）ウに記載したとおり、本件各競売事件は、被告を本件各不動産の所有者として申し立てられたものであること、その後の所有権移転登記手続は差押の処分禁止効に反するものであり、本件各競売事件手続において無効とみるべきであることからすると、本件各競売事件における本件各不動産の手続上の所有者は、依然として被告であるとみるのが相当である。そうすると、原告は、滞調法３０条ただし書に基づく滞納処分続行承認の決定を得ることはできず、公売手続を行うこともできないものと解される。したがって、この点についての被告の主張は理由がない。

（３）ア さらに、被告は、本件滞納者は、本件各根抵当権を設定した担保権設定者であり、本件各根抵当権の設定を承諾していたものであり、本件各競売事件による競売を受忍すべき地位にあるから、本件滞納者には、本件各競売事件の担保不動産競売開始決定について第三者異議の訴えを提起する訴えの利益又は原告適格が認められず、その結果、原告は、本件訴訟についての訴えの利益又は原告適格を欠くものであると主張する。

イ この点につき、証拠（甲１０の３、甲１１の１から甲１１の３）によれば、本件滞納者は、平成１６年１０月４日頃又は平成１８年４月６日頃にＣを権利者とする本件各根抵当権の設定を承諾し、さらに、平成２４年４月２５日頃に、同日付けでＣから被告への本件各根抵当権の譲渡を承諾したものと認められる。

他方で、上記（１）ウで記載したとおり、本件各競売手続における手続上の所有者は被告とされていることから、本件滞納者は、本件各競売手続においては、本件各不動産の所有者兼債務者としての地位がなく、担保不動産競売手続において所有者又は債務者に民事執行法上認められている権利等を行使することができない状態にあり、本件各不動産の所有者としての権利を事実上障害されているものと認められる。

そうすると、本件滞納者が本件各根抵当権の設定を承諾した者であるとしても、本件の事実関係の下においては、なお、本件各競売事件による競売を受忍すべき地位にあるとはいえず、この点は、本件滞納者の本件各競売手続における第三者異議の訴えを提起する原告適格を失わせしめる事情とはいえない。したがって、この点についての被告の主張は理由がない。

３ 小括

以上検討したとおり、本件滞納者は、本件各競売事件において、担保権実行としての競売の目的物について「所有権その他目的物の譲渡又は引渡しを妨げる権利を有する第三者」に該当すること、原告が、債権者代位権に基づき、本件滞納者に代位して第三者異議の訴えを提起できることから、原告は、本件訴えについて原告適格及び訴えの利益を有するものと認められる。他方で、被告の主張はいずれも理由がなく、その他に上記結論を左右するに足りる事情はうかがえないから、原告は、債権者代位権に基づき、本件滞納者に代位して、被告に対し、本件各競売事件における差押えを許さないとの判決を求めることができる。

第４ 結論

以上のとおり、原告の請求はいずれも理由があるから、これを認容するとともに、民事執行法３８条４項及び３７条２項により、当裁判所が令和元年１２月１６日にした各強制執行停止決定（当庁令和●●年（〇〇）第●●号、同年（〇〇）第●●号）について、いずれもこれを

認可することとして、主文のとおり判決する。

名古屋地方裁判所民事第7部

裁判官 三嶋 朋典

別紙 省略